

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(指定電気通信設備に係る「ビル&キープ方式」の選択可能化)

令和5年11月22日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会においては、固定電話網のIP網への移行等により想定される環境変化等を踏まえ、電話等の音声サービスに係る接続料における「ビル&キープ方式」(接続する電気通信事業者間で接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式)等について検討を行い、研究会第七次報告書(令和5年9月6日(水)公表)において、その部分的な導入を図るための方策として、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当との結論を得たところ。
- これを踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備(以下「指定電気通信設備」という。)に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とするため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の一部改正案を作成した。

主な改正事項

(0) 第一種指定電気通信設備の接続約款の認可基準の整備	4
・ 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)の一部改正(諮問対象外)	
(1) ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置に関する規定の整備	5
・ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正	
(2) ビル&キープ方式に対応するための接続料の算定方法等の整備	7
・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正	
・ 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)の一部改正	
・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)の一部改正	
(3) その他	9
・ 附則	
・ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)の一部改定	

- 電話等の音声サービスに係る接続(音声接続)においては、接続する電気通信事業者同士が相互に支払い合う形態が典型的であるところ、固定電話網のIP網への移行等を踏まえ、音声接続における「ビル&キープ方式」の導入も含め、着信事業者の設定する音声接続料に関して検討を行ったもの。
- ビル&キープ方式の導入には、自網コストの効率化、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等のメリットがあるという意見があった一方、小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等のデメリットを指摘する意見もあったところ、ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当とされた。
- その上で、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が(その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ、)他の電気通信事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当とされた。

【接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書】(抜粋)

第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方 3. 考え方 ③ 指定設備設置事業者の選択可能化

(…) まず、一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられる。

この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定できないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要がある。具体的には、関係事業者及び総務省の提案を踏まえれば、次のような制度的措置をとることにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。

- ・ ビル&キープ方式に合意する条件(合意の対象とする接続の形態等)を接続約款に具体的に定めること。
- ・ 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。(従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然である。)
- ・ 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。

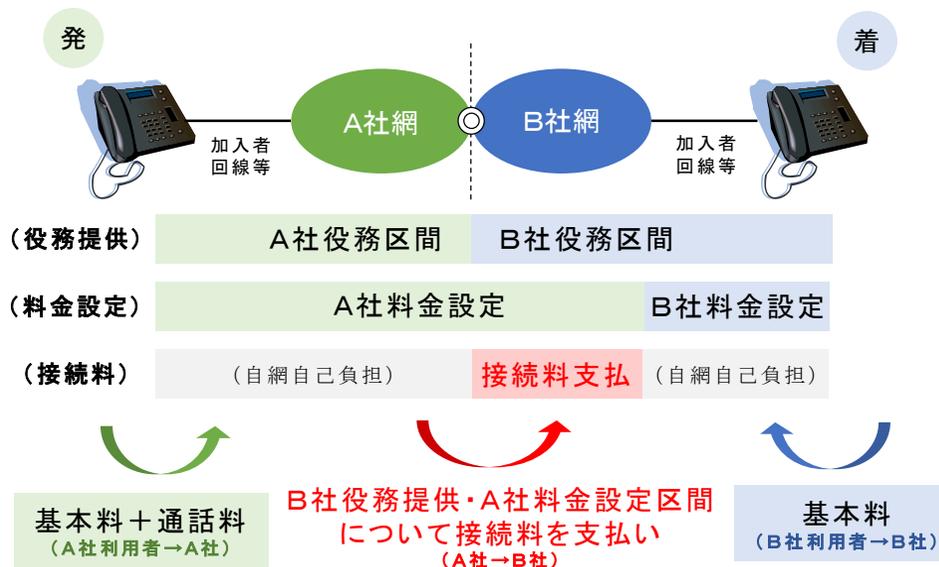
以上を踏まえれば、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当である。総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備を進めることが適当である。

また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総務省において注視していくことが必要である。

ビル&キープ方式

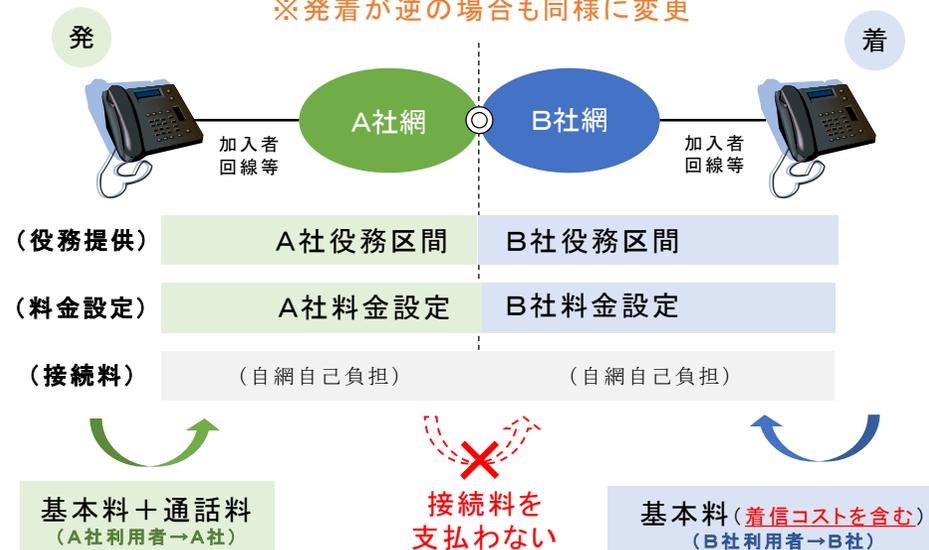
- 音声接続におけるビル&キープ方式は、発信側の電気通信事業者(以下「発信側事業者」という。)が着信側の電気通信事業者(以下「着信側事業者」という。)に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式。
- 選択可能化にあたっては、これを料金設定の在り方(複数の電気通信事業者の電気通信設備の相互接続により電気通信役務を提供する場合に、利用者料金を定めて利用者に示す電気通信事業者の別。いわゆる「料金設定権」の所在。)として、接続当事者間で次の2点に相互に合意するものと位置付けることとする。
 - ・ 発信側事業者の役務提供区間(発信側役務区間)に関する料金を発信側事業者が設定し、着信側事業者の役務提供区間(着信側役務区間)に関する料金を着信側事業者が設定すること。
 - ・ 発信側事業者は発信側事業者の加入者に、着信側事業者は着信側事業者の加入者に利用者料金を設定(コストを回収)すること。ただし、着信側事業者が設定する料金については、基本料(回線単位料金)として設定すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)

現行方式(通常の事業者間精算方式)



ビル&キープ方式

※発着が逆の場合も同様に変更



- 電気通信事業法関係審査基準においては、第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請等に係る審査基準が定められているところ、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方(電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別)が定められた接続約款変更認可申請があった場合、これを認可できることを明定する。

訓令改正案 【電気通信事業法関係審査基準】

第9章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

(趣旨)

第14条 法第33条第2項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第33条第10項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、他の電気通信事業者との間で施行規則第23条の4第2項第10号の4に規定する合意に係るものを定める場合又は特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。

ア 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ 施行規則第23条の4第2項で定める事項

(2)~(4) (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請については、電気通信事業法関係審査基準等に基づいて総務省において審査した上で、審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)に諮問する。
- ・ 審査基準においては、法第33条第4項各号に適合しているかどうかについて、関係省令の規定に適合していることのほか、料金設定の在り方(電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別)について、「特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められること」について審査することとされている。
- ・ これは、料金設定の在り方については事業者間協議により定めることが基本とされているところ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月1日情報通信審議会答申)を踏まえ、加入電話発・携帯電話着の通話の料金設定について、着信事業者には認めないこととする等のために定められているものである。
- ・ 今般、ビル&キープ方式を料金設定の在り方として実現するに当たって、当該規定において、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方が接続約款に定められている場合でも、これを認可できることを明定する。

- 指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないための措置として、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととし、指定電気通信設備設置事業者は、当該基準に従ってビル&キープ方式に係る合意を行うこととする。
- 当該基準について、具体性・公平性等の観点から、満たすべき要件を規定する。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (後述)

十一・十二 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第23条の9の5 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (略)

十三・十四 (略)

2 (略)

規定の趣旨

- ・ 指定電気通信設備の接続約款には、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(法第33条第4項第1号ホ及び第34条第3項第1号ホ)を定めなければならないとされている。
- ・ 今般、指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択を可能とするに当たり、指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないよう措置するため、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととする。
- ・ また、定めるビル&キープ方式に係る合意の基準については、具体的かつ公平であること等が必要であり、そうした観点から、当該基準が満たすべき要件を規定する(後述)。

(指定電気通信設備設置事業者のビル&キープ方式の導入手順)



※ なお、指定電気通信設備設置事業者において、いずれの電気通信事業者ともビル&キープ方式を採用する考えがない場合においては、本基準を定める必要はない。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするとときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができる^{と認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができる^{と認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。}}

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一・十二 (略)

(※)第23条の9の5(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)においても同様に規定。

規定の趣旨

- ・ビル&キープ方式に係る合意の基準の満たすべき要件について、次のとおり規定する。

(基準の具体性に関する事項)

イ:接続約款に定められた接続形態のうち、どの接続形態が対象となるか具体的に定めること。

※ 対象となる接続形態が客観的に明らかになるような形で規定されれば良く、全て機械的に列挙する必要があるものではない。

ロ:対称な接続形態の双方について合わせて合意するものであること。

※ 例えば、「A社発・B社着の一般呼」と「B社発・A社着の一般呼」を合わせて合意するものであり、「A社発・B社着の一般呼」のみを単独でビル&キープ方式とすることはできない。

ハ:合意の適用期間(最低継続期間、最長有効期間等)を定める場合は、その期間を具体的に定めること。

ニ:トラヒック等、接続に係る数量に係る条件を定める場合は、数量の範囲を具体的に定めること。

※ 「発着のトラヒックが同等」「トラヒックの差が僅少」といった条件は認められない。

(基準の公平性に関する事項)

ホ:他事業者からビル&キープ方式に係る合意の申入れがあつた場合に、当該基準に照らして合意できる場合は合意を拒まないこと。また、当該基準に照らして合意できると認められない場合に、他事業者に申入れを行わないこと。

ヘ:電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用(網改造料等)を対象とするものではないこと。

ト:不当な差別的取扱いをするものではないこと。例えば、

- ・接続料収支において、指定電気通信設備設置事業者の接続料支出が接続料収入を超過していることを条件とするものでないこと。
- ・電気通信役務の利用者数を条件とするものでないこと。

- ビル&キープ方式の部分的な導入により、指定電気通信設備の接続料の算定に影響が及ぶことは適当ではない。
- 従前と同様の接続料の算定を維持するため、接続料の算定における通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の設備との間の通信量等も含むこととする。

省令改正案【一種接続料規則】

(接続料設定の原則)

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。)の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 (略)

省令改正案【二種接続料規則】

(接続料設定の原則)

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、当該接続料に対応する設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第十二号の二に規定する方式を採用するときは、第二種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

3・4 (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料については、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価・利潤に一致するように定めることが原則とされている。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価・利潤}$$

- ・ 収入については、当該接続料に係る通信量等(通信量、回線数等。将来原価方式の場合はその予測値。)に当該接続料の料額を乗じて算定することとされているところ。
- ・ 当該通信量等において、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等が含まれないこととなると、第一種指定電気通信設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用する電気通信事業者が拡大した場合、通信量等が減少することにより、接続料の原価・利潤に一致すべき収入が減少し、結果として接続料が上昇することになるから、合理的ではない。
- ・ よって、当該通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等も含むこととし、従前と同様の接続料の算定を維持する。
- ・ 第二種指定電気通信設備の接続料についても同様に、その算定に用いる需要にビル&キープ方式を採用する電気通信事業者等との間の通信量等も含むこととする。

- 第一種指定電気通信設備接続会計における内部相互補助のモニタリング機能を維持するため、第一種指定電気通信設備設置事業者がビル&キープ方式を採用し、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合においても、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を振替網使用料として整理することとする。

省令改正案【一種接続会計規則】

(会計単位の区分)

- 第五条** 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。
- 2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料(事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかったときに事業者が取得すべき金額)の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計では、第一種指定電気通信設備設置事業者の資産・費用・収益を指定設備管理部門と指定設備利用部門に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間で、第一種指定電気通信設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制している。
- ・ これにより、接続料の算定のための原価測定機能を有するとともに、両部門の損益状況を明らかにすることにより、内部相互補助のモニタリング機能を有するもの。



- ・ ビル&キープ方式の採用は、接続料の原価測定機能に影響を及ぼすことはない一方、採用することにより、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合、その分の管理部門の収益が減少することとなり、内部相互補助のモニタリング機能が損なわれる。
- ・ これを防ぐため、ビル&キープ方式を採用した場合でも、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を、指定設備利用部門からの振替網使用料として整理することとする。

① 附則

- 公布の日から施行することとする。

② 協議円滑化ガイドラインの一部改正(諮問対象外)

- 接続に関する事業者間協議のプロセス及び協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するガイドラインである「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、接続当事者間の合意がある場合にはビル & キープ方式を採用することが可能であること等を明記する。

※ 本ガイドラインは事業者間協議に新たな規制を導入することを意図するものではない。

ガイドライン改定案【事業者間協議の円滑化に関するガイドライン】

2 事業者間協議のプロセス

(1) (略)

(2) 事業者間協議のプロセスに係る留意点

①・② (略)

③ 協議の内容

事業者間協議に当たっては、まずは接続料の水準及び具体的な接続条件を提示することとなる。

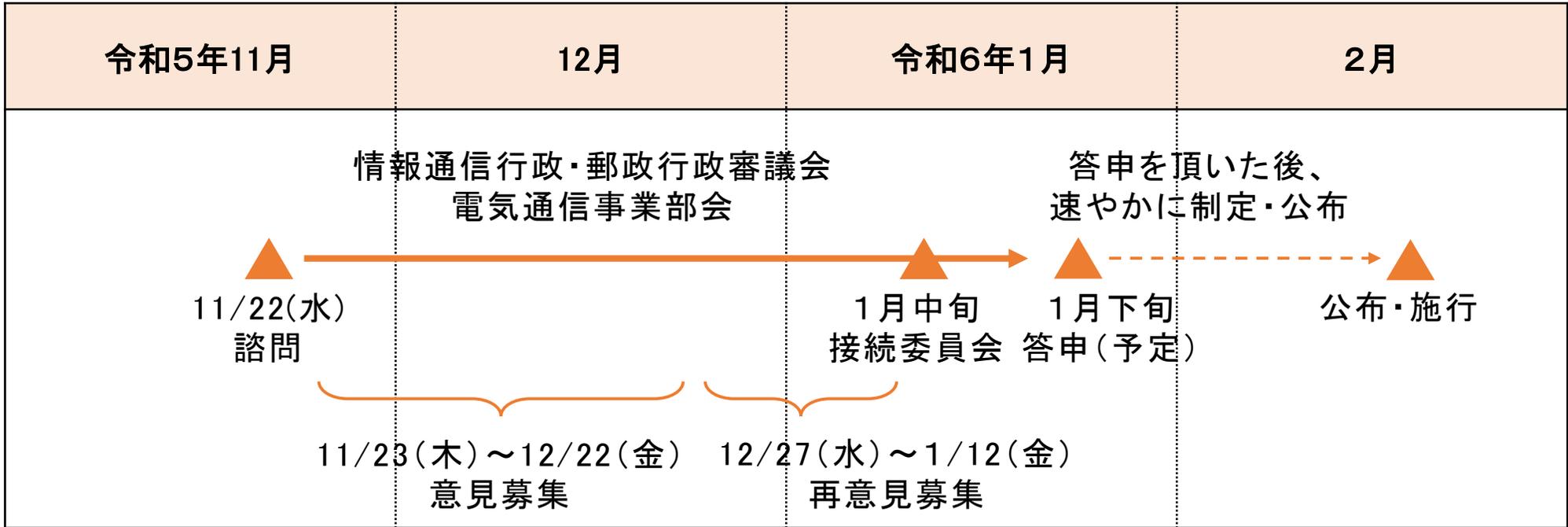
その際、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

特に、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に示した考え方に従い、算定根拠に係る情報開示を相手方に対し行うことが望ましい。

なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。

・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。

・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)



(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

- ・ 第66回会合(令和4年12月21日(水)) 論点提示
- ・ 第67回会合(令和5年 1月24日(火)) 指定電気通信設備設置事業者(NTT東日本・西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)からヒアリング
- ・ 第69回会合(令和5年 3月 7日(火)) 非指定事業者等(9社2団体)からヒアリング
- ・ 第71回会合(令和5年 4月18日(火)) 論点整理①
- ・ 第73回会合(令和5年 5月30日(火)) 論点整理②
- ・ 第75回会合(令和5年 6月27日(火)) 検討の方向性(案)について、第七次報告書(案)について
(令和5年7月1日(土)~31日(月) 第七次報告書(案)に対する意見募集)
- ・ 第76回会合(令和5年 8月29日(火)) 第七次報告書(案)に対する意見及びその考え方について
(令和5年9月6日(水) 第七次報告書公表)